

# とくしま<sup>もりの</sup>森林づくり県民会議規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、とくしま<sup>もりの</sup>森林づくり県民会議（以下「県民会議。」）と称する。

### (目 的)

第2条 県民会議は、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の理念を踏まえ、「森林の持つ多面的機能の高度発揮」及び「県民等との協働による、潤いと安らぎのある農山漁村の保全」や「徳島県の豊かな森林」を次世代に引き継ぐため、県民、企業、行政の各主体が連携の下、役割に応じて主体的に<sup>もりの</sup>森林づくり活動を実践できるよう調査研究や普及啓発等に取り組み、「拳県一致」の森林づくりの推進を行うことを目的とする。

## 第2章 県民会議が行う事業

### (事 業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 公有林化の推進に関する事業
- (2) 企業などの参画による<sup>もりの</sup>森林づくりに関する事業
- (3) 森林づくりサポーターに関する事業
- (4) 森林・林業にかかる普及啓発に関する事業
- (5) その他県民会議の目的を達成するため必要な事業

## 第3章 会 員

### (会 員)

第4条 <sup>もりの</sup>県民会議は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 森林づくりの協力団体・企業、行政機関
- (2) 学識経験者

### (責 務)

第5条 会員は、それぞれの役割に応じて、県民会議の行う事業に積極的に協力する。

## 第4章 役 員

### (役 員)

第6条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 監事2名

### (役員を選出)

第7条 役員は、総代会において選任する。

2 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。その場合は、その選任について

は、前項の規定を準用する。ただし、会員団体に所属する者が交代した時は、当該団体の後任者をもってあたることができる。

3 副会長は第18条に規定する各部会長を兼ねる。

(役員職務)

第8条 役員は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたるときは、その職務を代行する。

(3) 監事は、県民会議の会計を監査し、監査結果をとりまとめ、これに意見を付して総代会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けたことにより、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

## 第5章 会議

(総代会の構成及び招集)

第11条 当会は、総会に代わるべき総代会を設置することとし、総代会は、総代を持って構成する。

2 総代は、会員のうち、県、徳島県内の市町村・森林整備法人及び会費を払う会員とする。

3 通常総代会は、毎年1回会長が招集する。また、会長は必要に応じて臨時総代会を招集することができる。

4 会長は会議の議長となり、議事を総理する。

5 会長は、必要と認める場合は、総代会に総代以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総代会の招集方法)

第12条 総代会の招集は、開催日の2週間前に、日時、場所、及び会議に付議すべき事項を書面をもって総代に通知する。

(総代会の定足数)

第13条 総代会は、総代の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第14条 総代会における議決は、この規約に別に定めるもののほか、総代会の議事は出席した総代の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(書面議決及び委任)

第15条 やむを得ない理由により総代会に出席できない総代は、あらかじめ通知された会議に付議すべき事項について、書面をもって議決するか、または代理人に議決を委任することができる。

2 前項の場合において、第13条の適用については、その総代は総代会に出席したものとみなす。

(総代会の議決事項)

第16条 総代会は次の事項について議決する。

- (1) 県民会議の規約に関すること  
但し、第4条に定める会員に関するものを除く
- (2) 役員を選任に関すること
- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること
- (4) 県民会議の予算及び決算に関すること
- (5) その他、県民会議の運営に関する重要な事項に関すること

(幹事会)

第17条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事は、各部長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長1名及び副幹事長1名を置き、それぞれ幹事の互選による。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となり、議事を総理する。
- 7 幹事がやむを得ない事由により幹事会に出席することができないときは、幹事長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 8 幹事会は、次の事項を実施する。
  - (1) 第4条に定める会員の変更の議決に関すること
  - (2) 事業計画等総代会に付議すべき事項の審議に関すること
  - (3) 総代会の議決に従って事業を実施すること
  - (4) その他、幹事会が必要と認めた事項に関すること
- 9 幹事長は、必要と認める場合は、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部 会)

第18条 県民会議の事業を円滑に推進するため、次の部会を置く。

- (1) 公有林化推進部会
- (2) 協働の森部会
- (3) 森林づくりサポーター部会

- 2 部会には、部会長及び副部会長をそれぞれ1名ずつ置く。
- 3 部会の組織及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会費

### (会費)

第19条 会費は、総代会において別に定める。

## 第7章 雑則

### (事業年度)

第20条 県民会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事務局)

第21条 県民会議の事務を処理するため、一般社団法人徳島県林業改良普及協会に事務局を置く。

- 2 事務局に関する事項は、会長が別に定める。

### (補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、平成23年8月5日から施行する。
- 2 この規約は、平成24年7月31日から施行する。
- 3 この規約は、平成27年7月13日から施行する。
- 4 この規約は、令和2年7月16日から施行する。
- 5 この規約は、令和7年1月16日から施行する。